

写

健発0328第4号
平成25年3月28日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省健康局長

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について

がん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）」において「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「指針」という。）を示しているところであるが、今般、指針の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成25年4月1日より適用することとしたので、貴管内市町村及び関係団体に対し、周知方お願いします。

なお、子宮頸部細胞診の結果の分類については、これまでクラス分類又はベセスダシステムによることとしていたが、順次ベセスダシステムに移行することとし、平成26年度中には全ての市区町村においてベセスダシステムを用いるよう、貴管内市町村及び関係団体に対し周知方お願いします。